

**指定認知症型対応型共同生活介護  
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)  
グループホームきくまの家  
運営規程**

**第1条（目的）**

この規程は、株式会社マウントバード（以下「事業者」という。）が運営するグループホームきくまの家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という。）の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

**第2条（事業の目的）**

本事業は、要支援2又は要介護状態であつて認知症の状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、入居者の意思及び人格を尊重し、共同生活住居において9人という少人数で家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入居者本位の適切なサービス（入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助）を提供することを目的とする。また併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

**第3条（運営方針）**

事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所の介護職員などは、入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、認知症の方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、個別の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき、生活全般にわたる援助を行う。
- 3 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、介護支援者、介護保険施設等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**第4条（事業の名称等）**

事業を行う事業所の名称・所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームきくまの家
- (2) 所在地 千葉県市原市菊間2394-2

**第5条（利用定員）**

グループホームきくまの家の利用定員は18名（1階9名・2階9名）とする。

## 第6条（従業者の職種、員数、及び職務内容）

### （1）管理者

常勤で1名又は2名（計画作成担当者及び介護職員の兼務あり）

管理者は、事業所の総括責任者として従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、従業者の事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。管理者は、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。

### （2）計画作成担当者

常勤又は非常勤で1ユニット1名（管理者及び介護職員の兼務あり）

計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。

計画作成担当者は、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。

### （3）介護職員

日中1ユニット3：1以上 夜間1ユニット1名

介護職員は、介護計画に基づき入居者に対して入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活を営むことが出来るよう生活全般にわたる援助を行う。

## 第7条（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合の額とする。

- （1）有する能力・状態に応じた自立支援
- （2）入浴、排泄、食事、衣服の着替え等の介護
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）日常生活上の健康管理（協力病院・看護師による24時間連絡体制）
- （5）趣味、嗜好に応じた活動支援
- （6）家族との交流支援
- （7）その他の日常生活を営むことが出来るよう生活全般にわたる援助

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを入居者から受けるものとする。

- （1）家賃 60,000円／月（日割りの場合2,000円／日）
- （2）食材料費 1,500円／日
  - （朝食350円・昼食550円・夕食500円・おやつ100円）
  - （1日3食欠食した場合のみ、欠食扱いとする）
- （3）水道光熱費 22,000円／月（日割りの場合733円／日）
- （4）建物維持管理費 2,500円／月（日割りの場合84円／日）
  - （建物内外及び庭及び備品清掃・エレベータ一点検・消防設備点検費用として）
- （5）訪問理美容代 1,500円／1回（希望者）
- （6）送迎対応費 500円／30分単位（通院以外の1対1の希望による付添介助、要件を満たした場合の通院付添介助）

- (7) 外出対応費 1,000円／1回（ユニットで1時間以上の外出イベントを行った場合）
- (8) その他 個人の嗜好品等購入費用やおむつ類の購入に係る費用は実費を徴収する。
- (9) 敷 金 なし（ただし、原則として居室に修繕が必要な場合は協議の上、その都度実費請求するものとする。）
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書（重要事項説明書）で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 月の途中における入退居については、日割り計算とする。

#### 第8条（入退居に当たっての留意事項）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2又は要介護であって、認知症の状態であり、かつ次の事項を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害のおそれがないこと
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- (4) 原則、市原市の介護保険被保険者であること

2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合には、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、入居者及びその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

#### 第9条（秘密保持）

従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

#### 第10条（苦情管理）

入居者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第11条（損害賠償）

入居者に対する介護サービスの提供に当たって、故意又は過失により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。ただし、入居者に故意又は過失がある場合には賠償責任を減ずることがある。

2 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

#### 第12条（衛生管理）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### 第13条（緊急時における対応方法）

介護職員は入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には速やかに協力病院・看護師に連絡するとともに、協力病院・看護師の指示を仰ぐ。又、同時に管理者にも報告し措置を講ずる。

#### 第14条（非常災害対策）

非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また防火管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 防火管理者のもとで、非常災害に際しての必要な措置を定めた防災規定を作成し、この計画に沿って定期的に地域の協力機関等と連携を図り、防災訓練を実施し、万全を期するものとする。

#### 第15条（協力医療機関等）

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

## 第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第17条（身体拘束）

事業所は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

## 第18条（地域との連携等）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### 第19条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第20条（生活保護）

生活保護を受給している場合は、担当行政・市役所と相談の上、対応するものとする。

- 2 金銭管理は、原則、株式会社マウントバードの指定担当者が行うものとする。
- 3 生活保護を受給している入居者の利用料金は、下記の通りとする。
- |             |                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 家賃      | 41,000 円／月（日割りの場合 1,367 円／日）                                                     |
| (2) 食材料費    | 1,500 円／日<br>(朝食 350 円・昼食 550 円・夕食 500 円・おやつ 100 円)<br>(1 日 3 食欠食した場合のみ、欠食扱いとする) |
| (3) 水道光熱費   | 22,000 円／月（日割りの場合 733 円／日）                                                       |
| (4) 建物維持管理費 | 2,500 円／月（日割りの場合 84 円／日）<br>(建物内外及び庭及び備品清掃・エレベータ一点検・消防設備点検費用として)                 |
| (5) 訪問理美容代  | 1,500 円／1 回（希望者）                                                                 |
| (6) 送迎対応費   | 500 円／30 分単位（通院以外の 1 対 1 の希望による付添介助、要件を満たした場合の通院付添介助）                            |
| (7) 外出対応費   | 1,000 円／1 回（ユニットで 1 時間以上の外出イベントを行った場合）                                           |
| (8) 金銭管理費   | 10,000 円／月（預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理）                                |
| (9) その他     | 個人の嗜好品等購入費用やおむつ類の購入に係る費用は実費を徴収する。                                                |
| (10) 敷金     | 入居時 212,000 円<br>(退居時の居室修繕費・クリーニング代、未納金等の支払いとして)                                 |

#### 第21条（短期利用共同生活介護）

当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等

を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

## 第22条（その他運営についての留意事項）

介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 入社時研修 入社後6ヶ月以内
- (2) 内部外部研修 隨時
- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、契約終了日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社マウントバードと事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

### （附則）

本運営規程は、令和2年4月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、令和6年4月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、令和7年1月1日から施行する。

**【指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護】**  
**【指定(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護】**  
**グループホームきくまの家**  
**重要事項説明書**

令和7年1月1日現在

**1. 事業者の概要**

名 称	株式会社マウントバード
所 在 地	東京都大田区西蒲田7-12-2
法 人 種 別	株式会社
代 表 者	代表取締役 服部 正高
連 絡 先	(電話) 03-5714-5533 (FAX) 03-3736-0808
資 本 金	58,000,000円

**2. 千葉介護事業部**

名 称	株式会社マウントバード 千葉介護事業部
所 在 地	千葉県千葉市花見川区千種町231
代 表 者	取締役副社長 山本 真樹
連 絡 先	(電話) 043-216-1600 (FAX) 043-216-1601

**3. 事業目的・運営方針・法人理念**

事 業 目 的	株式会社マウントバードが運営するグループホームきくまの家（指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援2及び要介護の状態であつて認知症の状態である者に対し、共同生活住居の中で9人という少人数で家庭的な環境のもとで入居者の意思及び人格を尊重し入居者本位の適切なサービスを提供することを目的とする。
運 営 方 針	グループホームの職員は、認知症の方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。 事業の実施に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視し、関係市町村、介護支援事業者、介護保険施設等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
法 人 理 念	1. 顧客重視 2. 誠実な心 3. 個人の尊重 4. 責任ある地城市民 5. チームワーク

**4. 関連事業**

介 護 保 険 関 連 事 業	地域密着型サービス事業 グループホームちぐさの家・グループホームわかばの家 グループホームみどりの家・グループホームはなみの家 グループホームものいの家・グループホームきくまの家 グループホームさくらの家 居宅サービス事業 居宅介護支援・訪問介護・通所介護 サービス付き高齢者向け住宅事業 こもれびの郷・みのりの郷・なごみの郷
介護保険以外の事業	不動産及び経営に関するコンサルタント

## 5. 事業所の概要

名 称	グループホームきくまの家
事 業 者 番 号	1292400312
所 在 地	千葉県市原市菊間2394-2
連絡先	(電話) 0436-63-7235 (FAX) 0436-63-7236 (Email) kikuma@mount-bird.jp
開設年月日	令和2年4月1日
事業所の責任者	ホーム長 滝澤 秀児

## 6. 建物概要及び権利関係

建 物 構 造	木造スレート葺2階建て
延 床 面 積	495.06m <sup>2</sup> (1階延床面積: 247.53m <sup>2</sup> 2階延床面積: 247.53m <sup>2</sup> )
居 室 数	18室 (1階9室・2階9室)
入 居 定 員	18名 (1階9名・2階9名)
利 用 居 室	1室 9.94m <sup>2</sup> (定員1名・洋室・クローゼット付)
共 用 施 設	リビング・台所・浴室・洗面所・洗濯室・トイレ×2ユニット、エレベーター×1
所 有 者	株式会社マウントバード

## 7. 職員の概要

職 種	人 数	業務内容
管理者	1名 ※2ユニット兼務	介護保険法の基本理念を踏まえた入居者本位のサービス提供を行うため、入居者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
計画作成担当者 (介護支援専門員)	2名 ※うち1名は介護支援専門員	入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
介護従業者	1ユニット6名以上 ※常勤換算数	認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる必要な援助を行います。

## 8. 職員の勤務体制

区 分	勤務時間	休 暇	配置人数
早 番	7:00～16:00	シフト制	各ユニット1名
日 勤	9:00～18:00	シフト制	各ユニット1名
遅 番	10:00～19:00	シフト制	各ユニット1名
夜 勤	17:00～ 9:00	シフト制	各ユニット1名

※シフトの状況に応じて勤務時間と配置人数は変動があります。

## 9. 休業日

休 業 日	なし
-------	----

## 10. サービス内容

種類	内容						
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</li> <li>食材料費は介護保険給付対象外です。</li> <li>食事時間(目安)           <table> <tr> <td>朝食</td> <td>7:30~</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>12:00~</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>18:00~</td> </tr> </table> </li> </ul>	朝食	7:30~	昼食	12:00~	夕食	18:00~
朝食	7:30~						
昼食	12:00~						
夕食	18:00~						
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。</li> <li>オムツ等の交換は、必要に応じて随時行います。</li> </ul>						
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の状況に応じ、適切な入浴介助と入浴の自立の援助を行います。 (体調不良などにより入浴出来ない場合は、清拭を行います。)</li> <li>週2日の入浴又は清拭を行います(目安)。</li> </ul>						
日常生活のケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の進行予防や失われた生活力の改善に向けて、調理や食器洗い、洗濯、掃除、買い物等、様々な機会を通じて力を発揮できるように支援します。</li> <li>移動、着替えや洗面、歯磨き等、日常生活の中でご自分でできない部分の援助を行います。</li> <li>少人数の家庭的な雰囲気の中でなじみの関係を作り、生活しやすい環境を整えます。</li> <li>レクリエーションや外出、イベント等を行い、楽しみのある生活が送れるよう支援します。</li> <li>夜間は居室を定期巡回し安否確認を行います(3時間毎目安)。</li> </ul>						
健康管理 医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の状況に応じ、医師の訪問診療又は適切な医療機関との連携を行います。</li> <li>感染症の発生及び蔓延を防ぐために必要な措置を実施します。</li> </ul>						
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者とそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。</li> </ul>						

## 11. 介護保険サービス利用料

### 【基本報酬(認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)】

<令和6年4月改定>

介護度	基本報酬単位数		地域区分別単価割合 ×10.45円	ご利用者様負担(30日の場合)		
	1日当たり	×30日		(1割)	(2割)	(3割)
要支援2	749単位	22,470単位	234,811円	23,482円	46,963円	70,444円
要介護1	753単位	22,590単位	236,065円	23,607円	47,213円	70,820円
要介護2	788単位	23,640単位	247,038円	24,704円	49,408円	74,112円
要介護3	812単位	24,360単位	254,562円	25,457円	50,913円	76,369円
要介護4	828単位	24,840単位	259,578円	25,958円	51,916円	77,874円
要介護5	845単位	25,350単位	264,907円	26,491円	52,982円	79,473円

※地区区分別単価…市原市は地区区分で5級地に該当するため1単位10.45円となります。

### 【基本報酬(短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)】

介護度	基本報酬単位数		地域区分別単価割合 ×10.45円	ご利用者様負担(1日当たり)		
	1日当たり			(1割)	(2割)	(3割)
要支援2	777単位		8,119円	812円	1,624円	2,436円
要介護1	781単位		8,161円	817円	1,633円	2,449円
要介護2	817単位		8,537円	854円	1,708円	2,562円
要介護3	841単位		8,788円	879円	1,758円	2,637円
要介護4	858単位		8,966円	897円	1,794円	2,690円
要介護5	874単位		9,133円	914円	1,827円	2,740円

※短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとします。

※地区区分別単価…市原市は地区区分で5級地に該当するため1単位10.45円となります。

## 【加算】

&lt;令和6年6月改定&gt;

加算名	単位数	算定要件
初期加算 ※短期利用の場合は算定なし	30単位/日	・入居した日から起算して30日以内の期間について算定する。 ※30日を超える医療機関への入院後に再入居した場合も同様とする。
看取り介護加算 ※要支援の場合は算定なし ※短期利用の場合は算定なし	72単位/日 (死亡日45日前～31日前)	・医師が回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した介護計画について医師等から説明を受け、同意しているものであること。
	144単位/日 (死亡日30日前～4日前)	・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者であること。
	680単位/日 (死亡日前々日、前日)	・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
	1,280単位/日 (死亡日)	・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
退居時相談援助加算 ※短期利用の場合は算定なし	400単位/回 (1人につき1回を限度)	退居時に本人及びその家族等に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、退居日から2週間以内に、退居後の居宅地を管轄する市町村等に対して必要な情報を提供した場合。
退居時情報提供加算 ※短期利用の場合は算定なし	250単位/回 (1人につき1回を限度)	医療機関へ退居する入居者について、退居後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
入院時費用加算 ※短期利用の場合は算定なし	246単位/日	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合、1ヶ月に6日（最大12日）を限度として、所定単位数に代えて算定する。
医療連携体制加算（I）ハ ※要支援の場合は算定なし	37単位/日	・看護師と24時間連絡できる体制を確保していること。 ・重度化した場合の対応に係る指針を定め同意を得ていること。
科学的介護推進体制加算 ※短期利用の場合は算定なし	40単位/月	・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
口腔衛生管理体制加算 ※短期利用の場合は算定なし	30単位/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、事業所において入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に算定する。
認知症チームケア推進加算（I） ※短期利用の場合は算定なし	150単位/月	各種算定要件を満たした上で、対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施すること。
協力医療機関連携加算 ※短期利用の場合は算定なし	100単位/月	協力医療機関との間で入居者様等の同意を得て、当該入居者様等の情報を共有する会議を定期的に開催すること。
介護職員等待遇改善加算（II）	1ヶ月の利用総単位数の17.8%を加算	介護職員の賃金改善に充てることを目的に資質向上の取組、キャリアパス要件の整備、職場環境の改善の取組を進める事業所を対象に算定する。

※上記加算については、厚生労働省の定める算定要件を満たしているため必要となります。

※他の加算についても今後算定要件を満たした場合には加算させて頂くことがあります。

※1ヶ月の介護保険サービス利用料のご利用者様負担額は、基本報酬と加算を足した総単位数に地区区分別単価

(1単位10.45円) を乗じた額の負担割合証に記載された割合となります。

## 12. 介護保険サービス以外の費用

敷 金	なし 原則として居室に修繕が必要な場合には、協議の上その都度実費請求致します。		
家 賃	60,000円/月（日割りの場合2,000円/日）		
食 材 料 費	1,500円/日（3食欠食した時のみ、欠食扱いとします） (朝食：350円 昼食：550円 夕食：500円 おやつ：100円)		
水 道 光 熱 費	22,000円/月（日割りの場合733円/日）		
建物維持管理費	2,500円/月（日割りの場合84円/日） (建物内外及び庭及び備品清掃・エレベーター点検・消防設備点検費用)		
自己負担費用	下記の項目に要した費用は自己負担となります。		
	・訪問理美容代	1,500円/1回	※希望者
	・外出付添費	500円/30分単位	※突発的な病院受診において入居者の希望により協力医療機関以外を受診付添した場合または介護計画以外の目的で入居者の個人的希望により付添対応した場合
	・口座振替手数料	250円/月	※毎月の利用料を口座自動振替でお支払い希望の場合
	・その他日常生活費	実費	※入居者の希望によって日常生活において必要となるものを施設が提供する場合の費用（オムツ類、身の回り品、レクリエーション等に係る費用等）
	・退居時費用	・居室クリーニング代（必須） 22,000円 ・居室クロス張替え費用（修繕が必要な場合） 全面張替え：58,000円 腰上張替え：42,000円 腰下張替え：34,000円 クローゼット内張替え：7,500円	
	・金銭管理費	10,000円/月	※生活保護で必要な場合 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理

※短期利用の場合は、家賃、食材料費、水道光熱費、建物維持管理費が日割り費用×ご利用日数分必要となります。

## 13. 入居に当たっての留意事項

面 会	・面会者は、来訪時に面会簿の記入をお願いします。 ・ホームの行事等で外出していることもございますので、事前にご確認下さい。 ・居室で宿泊を希望される場合は、必ず事前に管理者の許可を得て下さい。 (原則として、ご家族様等の宿泊は禁止しております。)
外 出 ・ 外 泊	・外出、外泊をされる場合は事前に外出・外泊届を提出して下さい。
所 持 金 等	・所持品は居室にて保管願います。 ・現金、保険証、お薬等は事務所にてお預かり致しますが、事務所でお預かりした物以外の金品の紛失等の責任は負いかねます。
居 室 の 利 用 迷 惑 行 為 等	・グループホーム内の設備、備品等は本来の使用方法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。 ・騒音、雑音等の他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・承諾なしに他の入居者の居室に立ち入らないで下さい。

#### 1 4. 協力医療機関等

名 称	医療法人社団圭恵会 すずらんクリニック
所 在 地	千葉市緑区おゆみ野4-2-7
電 話 番 号	043-312-5070
診 療 科 目	訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護
入 院 設 備	なし
協 力 内 容	月2回の訪問診療・緊急及び急変時の対応(24時間対応)・医療相談全般

名 称	医療法人社団郁栄会 寒竹歯科医院
所 在 地	千葉市美浜区高州3-10-1サンフラワービレッジ稻毛海岸3F
電 話 番 号	043-278-6482
診 療 科 目	訪問歯科・一般歯科・口腔外科
協 力 内 容	希望者への訪問歯科診療

名 称	薬局タカサ ミドリ薬局
所 在 地	千葉県市原市五井915
電 話 番 号	0436-21-7390
診 療 科 目	薬の調剤
協 力 内 容	処方薬のお届け・管理・相談・医療機関との連携

名 称	社会福祉法人穩寿会 特別養護老人ホーム裕和園
所 在 地	千葉市緑区高田町1084
電 話 番 号	043-291-8595
診 療 科 目	特別養護老人ホームの運営

#### 1 5. 非常災害対策

消防計画	別に定めます。
避難訓練	火災、地震等を想定した訓練を年2回実施します。
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・非常通報設備・誘導灯・消火器・スプリンクラー

#### 1 6. 苦情受付窓口

苦情受付担当者	担当者名 : グループホームきくまの家 ホーム長 滝澤 秀児 受付方法 : (電話) 0436-63-7235
苦情解決責任者	担当者名 : 株式会社マウントバード 地域密着型事業部長 滝澤 秀児 受付方法 : (電話) 0436-63-7235
外部苦情申立機関	市原市役所 健康福祉部 高齢者支援課 電話 0436-23-9873 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係 電話 043-254-7428 千葉県社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話 043-246-0294

## **1 7 . 事故発生時の対応及び損害賠償について**

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切及び必要な措置を講ずるものとします。また、介護サービスの提供に当たって、故意又は過失により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。ただし、入居者に故意又は過失がある場合には賠償責任を減ずることがあります。なお、事業者は万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

## **1 8 . 衛生管理について**

介護サービスの提供に必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意します。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次のように掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## **1 9 . 虐待の防止について**

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## **2 0 . 身体拘束の適正化に向けた取り組みについて**

事業所は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。

## **2 1 . 運営推進会議について**

事業所は、サービスの質を確保するため、また地域に開かれたサービスを提供するために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 事業所は、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね3月に1回以上、運営推進会議に対し本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- (3) 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

## **2 2 . 業務継続計画の策定等について**

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## **2 3 . サービスの第三者評価の実施状況について**

- (1) 実施の有無：有
- (2) 第三者評価機関名：特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと
- (3) 評価結果の開示状況：WAMNET及び弊社ホームページ上にてネット開示、また、事業所の玄関に掲示

（以下余白）